

ひろぎん貯蓄預金自動振替サービス規定

1.(普通預金と貯蓄預金間の自動振替・普通預金残高保証方式の場合)

- (1) このサービスによる普通預金と貯蓄預金間の自動振替は、振替指定日(予めご指定された振替サイクルの該当月毎に1回、1日~31日の間でお客さまご指定の日)に行います。
ただし、振替指定日が銀行の休日にあたる場合は、その翌営業日に取扱います。
- (2) 定時定額方式 順振替 の場合
普通預金から貯蓄預金への振替は、振替指定日の前日における普通預金の最終残高が、ご指定の振替ライン(保証残高)以上の場合に取扱います。また、振替金額は、予めご指定いただいた金額(1万円以上1万円の整数倍の金額)とします。
ただし、振替ライン以上の金額が、ご指定の振替金額に満たない場合にはその取扱いをいたしません。
- (3) 定時不定額方式の場合
順振替の場合
普通預金から貯蓄預金への振替は、振替指定日の前日における普通預金の最終残高が、ご指定の振替ライン以上の場合に1万円単位(不定額)で取扱います。
逆振替の場合
貯蓄預金から普通預金への振替は、振替指定日の前日における普通預金の振替ライン不足額を1万円単位(不定額)で取扱います。
ただし、このサービスによる振替によっても、普通預金の残高が振替ライン以上とならない場合はその取扱いをいたしません。

2.(普通預金と貯蓄預金間の自動振替・普通預金振替定時定額方式の場合)

- (1) このサービスによる貯蓄預金から普通預金への自動振替は、振替指定日(予め指定された振替サイクルの該当月毎に1回、1日~31日の間でお客さまご指定の日)に行います。
ただし、振替指定日が銀行の休日にあたる場合は、その翌営業日に取扱います。
- (2) 振替金額は、予めご指定いただいた金額(1万円以上1万円の整数倍の金額)とします。

3.(通帳・払戻請求書の提出不要)

第1条及び第2条における預金口座振替による普通預金または貯蓄預金の引落しは、普通預金規定又は貯蓄預金規定にかかわらず預金通帳ならびに払戻請求書の提出は不要とします。

4.(自動振替サービス手数料)

このサービスによる貯蓄預金または普通預金への振替にかかる手数料は無料とします。

5.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上